

議第26号

滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年2月17日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和28年滋賀県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条第8号の次に次の1号を加える。

(8)の2 監査専門委員

第4条第1項中「から」の右に「第8号までおよび第9号から」を加え、同条第3項中「第1条第20号」を「第1条第8号の2、第20号」に改める。

第5条中「第10号まで」を「第8号まで、第9号および第10号」に改める。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。